

毎週火、金曜日発行(但休日(土曜日)は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取都市計画事業区画整理変更設計書等の変更認可
- ” 種畜証明書の返納
肥料の登録
土地改良事業計画書の写の縦覧
- ◇公告 昭和三十二年鳥取警察官採用試験合格者
第五回鳥取警察官採用試験合格者
昭和三十二年鳥取県職員採用候補者名簿の効力延長

告示

鳥取県告示第七号

鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理施行者鳥取市長から、昭和三十四年一月十七日付発土都第十五号で申請

の鳥取都市計画事業駅前第二土地区画整理変更設計書及び施行規程の変更を認可した。

昭和三十四年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八号

鳥取都市計画事業立川土地区画整理施行者鳥取市長から、昭和三十四年一月二十六日付発土都第二十四号で申請の鳥取都市計画事業立川土地区画整理変更設計書及び施行規程の変更を認可した。

昭和三十四年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十四年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種番証明書番号	名号	種類	返納理由	飼養者住所氏名
昭三三鳥地第二十二号	花菊	黒毛和種	県外売却	鳥取県東伯郡東郷町 木山良藏
第二十三号	栄旭	"	"	" 三朝町 川北庄一

鳥取県告示第百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十四年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量

住	生	産	業	者
所	産	業	者	名
氏				

鳥取県第二九五号 以西水稻複合一号

アンモニア性窒素 八・五
 水溶性りん酸 八・〇
 内水溶性りん酸 三・〇
 水溶性加里 三・三

東伯郡赤碕町 以西農業協同組合
 高岡四七一 組合長理事
 高力 亀市

鳥取県告示第百十一号

昭和三十三年十月二十五日付で倉吉市国分寺土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする暗渠排水事業については、審査の結果、その計画を適當と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。
 昭和三十四年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

畜産職 以上 四名

一 縦覧期間 昭和三十四年三月六日から同年三月二十五日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市国分寺 倉吉市国分寺土地改良区事務所

公 告

昭和三十三年度鳥取県職員採用試験の合格者を次のように公告する。

昭和三十四年三月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

(上級試験)

電気職

受験番号	氏名	受験番号	氏名
八 大橋 隆		三 金尾 一郎	
六 石光 秀登		五 仲浜 一男	

(中級試験)

社会福祉主事の職

受験番号 氏名

受験番号 氏名

二 森田登貴子	一 森広 卓之
七 富士 容子	以上 三名
三 飯田 広雄	五五 細川 憩亀
三五 白岩 勝実	一〇 後藤 紀夫
二九 三好 武満	一二 西川 修
五九 奥田純一郎	二八 前田 勇雄
三七 遠藤 和男	以上 九名
生活改良普及員の職	
九 岡村 昭子	六 国野 徳子
五 奈良井博子	一三 松本 弘子

保母の職

- 七 福田 克子
- 五 梅津 京子
- 九 有沢登美子
- 以上 三名

(初級試験)

電気職

- | 受験番号 | 氏名 | 受験番号 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|
| 一〇 | 田中 健文 | 二一 | 大森 計吉 |
| 一八 | 水砂 正美 | 一二 | 中島 秀則 |
| 六 | 水田 英雄 | 八 | 小谷 孝雄 |
| 二四 | 米村 克己 | 三〇 | 宮本 安幸 |
| | | 以上 | 八名 |

第五回鳥取県警察官採用試験の合格者を次のように公告する。

昭和三十四年三月六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

受験番号 氏名 受験番号 氏名

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 五七 | 尾崎 勉 | 九一 | 清水 年平 |
| 一〇三三 | 榎谷謙一郎 | 一〇二四 | 田中 佐夫 |
| 一〇三七 | 鷺見 勝 | 一〇五四 | 門脇 孝夫 |
| 八三 | 牧野 精範 | 一〇四六 | 松下理紀夫 |
| 一〇五一 | 細田 喜紀 | 二六 | 西田 文昭 |
| 九三 | 藤田 邦弘 | 三四 | 高野 光明 |
| 一〇四三 | 阿部 信三 | 五三 | 西尾 良幸 |
| 一八 | 岡 享弘 | 一〇四一 | 静間 太彦 |
| 二一 | 亀井 好彦 | 一〇二五 | 角田 達彦 |
| 一九 | 岡村 俊彦 | 一〇四二 | 生住 紀 |
| | | 以上 | 二〇名 |

補欠

- | | | | |
|----|-------|------|-------|
| 三二 | 上野 公制 | 二七 | 小林 操 |
| 六八 | 門脇喜美治 | 一〇〇八 | 野田 司朗 |
| 二五 | 藤井 照夫 | 二二 | 浜垣 義男 |
| | | 以上 | 六名 |

昭和三十二年鳥取県職員採用候補者名簿の効力について次のとおり公告する。

昭和三十四年三月六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

一次の採用候補者名簿の効力を、これにかわる新たな採用候補者名簿を作成するまでの間延長する。

- 上級 一般事務職採用候補者名簿
- 上級 建築職採用候補者名簿
- 上級 土木職採用候補者名簿
- 上級 農業職採用候補者名簿
- 上級 林業職採用候補者名簿
- 上級 蚕糸職採用候補者名簿
- 上級 農芸化学職採用候補者名簿
- 上級 農業土木職採用候補者名簿
- 初級 一般事務職採用者名簿
- 初級 土木職採用候補者名簿
- 初級 建築職採用候補者名簿
- 初級 林業職採用候補者名簿

初級 蚕糸職採用候補者名簿

二次の採用候補者名簿の効力を、昭和三十四年三月六日から失効させる。

- 上級 畜産職採用候補者名簿
- 中級 農業改良普及員職採用候補者名簿
- 中級 生活改良普及員職採用候補者名簿